

議第109号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」といいます。）の一部改正により、接道規制の適用除外の認定に係る規定等が整備されたことに伴い、関係する手数料を追加するものです。

2 改正の内容

(1) 接道規制の適用除外の認定に係る審査手数料の追加

建築物の敷地は、原則として法上の「道路」に2メートル以上接していなければならないとされていますが、建築主等から申請があった一定の要件を満たす建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、例外として接道規制を適用しないものとしています。

このたびの法の一部改正により、次の要件を全て満たす場合は、建築審査会の同意を不要とする、新たな接道規制の適用除外の認定制度が設けられたことに伴い、当該認定の申請に係る審査手数料を定めます。

ア 敷地が、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する幅員4メートル以上の道（法上の「道路」に該当するものを除く。）に2メートル以上接している建築物であること。

イ 利用者が少数であるものとして建築物の用途及び規模が国土交通省令で定める基準に適合していること。

ウ 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

(2) 仮設興行場等の建築の許可に係る審査手数料の追加

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物（以下「仮設興行場等」といいます。）は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、1年以内の期間を定めて建築を許可することができるのですが、法の一部改正により、国際的規模の競技会等の用に供することなどの理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等については、特定行政庁が建築審査会の同意を得たものについて、必要な期間を定めて建築を許可することができることから、当該許可の申請に係る審査手数料を定めます。

3 手数料額

当該審査手数料の額については、国が示した当該審査に係る審査所要時間を基に、人件費等の状況を勘案して広島県が算定した額と同額を呉市の手数料額とします。

4 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2

号に掲げる規定の施行の日